

# 10月・11月は

# 差し押さえ強化月間です

市では、みなさんに納めていただく市税や国民健康保険税などの滞納を解消するため、10月・11月の2か月間を「差し押さえ強化月間」として滞納整理を強化していきます。

今回は、市における滞納の現状と滞納整理についてお知らせします。

税務課 管理収納係 ☎ 251132 特別滞納整理係 ☎ 251136

## 滞納の現状

市では、累積滞納額の圧縮のため、平成18年度に税務課内に「特別滞納整理係」を設置し、預貯金の差し押さえや不動産の公売の実施など、滞納整理を強化してきました。その結果、平成17年度には、71.6%まで落ち込んだ市税の徴収率は平成24年度に83.7%まで回復しました。  
(別表)

しかしながら、三重県下の徴収率平均値にはまだまだ及ばず、依然として県下14市中では低位にあります。

市では、納期限を過ぎても市税を納付していないかたに、督促状・催告書などで、納付をお願いしています。それでもなお、納付がなかったかたに対しては、差し押さへの執行や「三重地方税管理回収機構」といった地方税徴収の専門機関に案件を移管しています。

今後、納期限内に納付されているかたとの公平性を保ち、福祉・教育・健康・環境などの市民サービス提供の財源となる市税収入を確保するために、さらに徴収の強化に努めていきます。

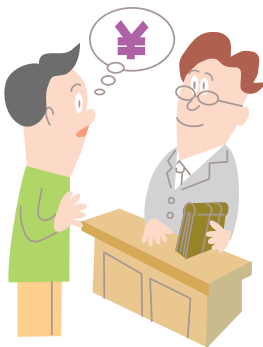
## 差し押さえ強化月間の取り組み

今年度も、10月・11月を「差し押さえ強化月間」として取り組みます。

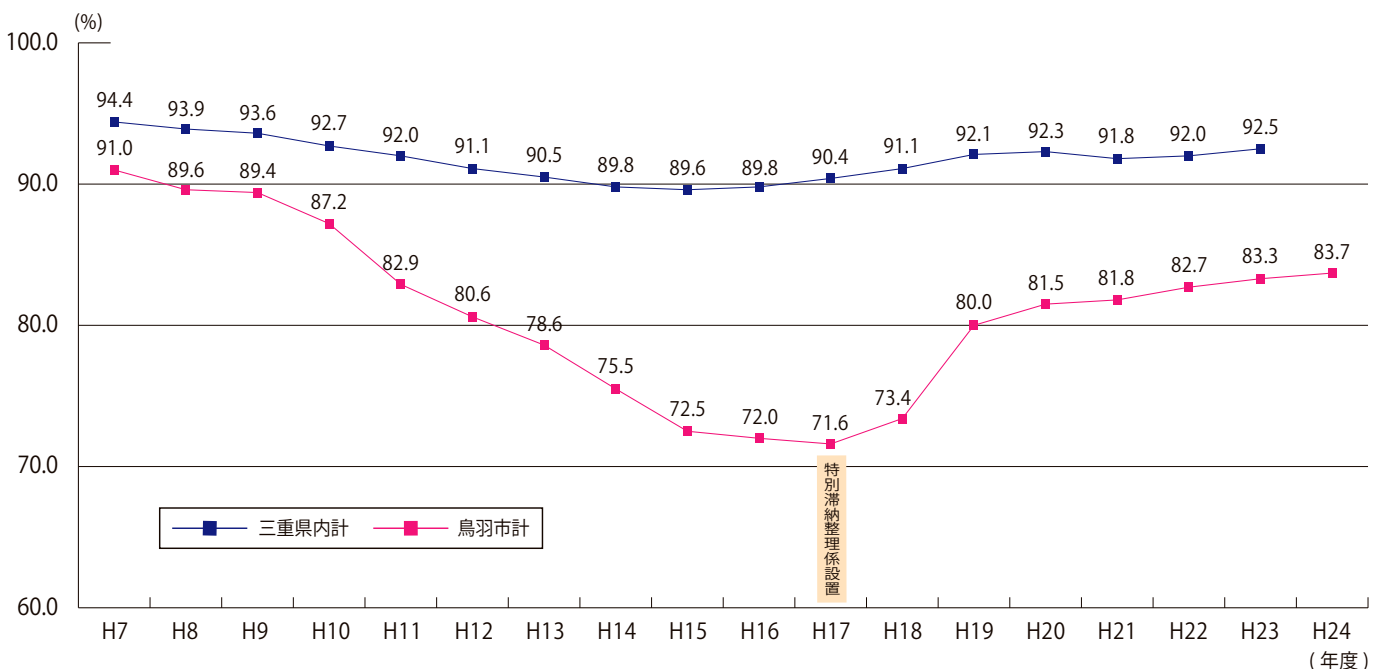
具体的には、督促状や催告書などで納付をお願いしても納付がないかたに対して、金融機関などへの財産調査、勤務先への給与照会および取引先などへの売掛金などの調査を行った上で、差し押さえを集中的に実施するものです。

## 三重地方税管理回収機構

滞納整理に精通した職員で構成され、市税などの徴収体制を強化するため、県内全域で滞納整理を専門的に行う組織として設立されています。県内各市町の滞納整理事業を引き受け、専門的手法を駆使しながら、迅速に滞納整理を行ってまいります。



三重県市町平均・鳥羽市 市税徴収率推移



# 滞納した場合は、次のような処分を受ける場合があります

**課税** 所得や資産に応じて計算され課税されます。  
納税通知書発送

**納期限内納付をお願いしています**  
納期限内に納付されなかった場合

**滞納** 納期限を過ぎると、納期限後の日数に応じて延滞金が課せられます。(※1)

**督促** 納期限後、一定期間内に督促状を送付します。



**財産調査** 滞納者が所有する財産を、官公署・金融機関・勤務先などで調査します。

**警告書などの催告**



**財産差し押さえ** 不動産、預貯金、給与、売掛金、自動車などの財産を差し押さえます。

※滞納した税について、法律では「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差し押さえなければならない」と定めています。【国税徴収法 第47条】

**公売・換価（取立て）** 差し押さえた財産の公売、預貯金・給与などの債権の換価（取り立て）を行います。

**滞納市税などへの充当**

## ※1 延滞金

延滞金とは、市税や国民健康保険税が納期限までに完納されない場合に、納期限後の日数に応じて課せられるものです。これは、納期限内にきちんと納付されたかたとの公平性を保つためのものです。

延滞金の金額は、原則として、本税の納期限の翌日から起算して本税を完納する日までの期間の日数に応じて、その未納の本税額に年14.6%（ただし、一定の期間については、年4.3%）の割合を乗じて計算した金額です。

年14.6%は日歩4銭で、1万円滞納すると1日4円、10万円滞納すると1日40円、100万円滞納の場合には1日400円の延滞金が加算されます。仮に10万円滞納し1年間経過すると14,600円の延滞金が課せられることとなります。

## 放置しないで相談を

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納めることが困難な場合には、納税計画を確実に守っていただくことを条件に、法律の範囲内で納期を延ばしたり、分割して納付したりすることができます。何もせずに未納をそのまま放置しておいても問題の解決にはならず、延滞金の増加、差し押さえ・公売などの不利益を受けることとなります。

平日の業務時間（午前8時30分～午後5時15分）はもちろん、予約をしていただくことにより、時間を延長して（午後5時15分～9時）担当職員が事情をお聞きし、それぞれに応じて法律の範囲内で納税計画を立てるなど、負担が大きくなるよう相談をお受けしています。

なお、夜間納税相談窓口は、ご利用の際に予約が必要となりますので、事前に連絡をしてください。電話でも窓口でも対応をさせていただきますので、早めに相談してください。